

公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十八号

公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良県立大学設置条例の廃止)

第一条 奈良県立大学設置条例(平成元年十二月奈良県条例第八号)は、廃止する。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三条第一項の表奈良県立大学の項を削る。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第三項中「次の各号のいずれかに該当する」を「知事が必要であると認められた」に改め、同項各号及び同条第四項を削る。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「奈良県立大学及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第八条から第十条までを削る。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第三条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和四十一年四月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二項中「前項の学校のうち県立大学の学校医等に関しては規則で、その他の学校の学校医等に関しては」を削る。

(奈良県部設置条例の一部改正)

第四条 奈良県部設置条例(平成七年三月奈良県条例第二十八号)の一部を次のように

改正する。

第三条第五号中「奈良県立大学」を「公立大学法人奈良県立大学」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正前の奈良県立学校における授業料等に関する条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった授業料、入学考査料、入学料、科目等履修料、科目等履修資格認定料及び奈良県立大学シニアカレッジの受講料については、なお従前の例による。